

転入・転出・転居届

余裕を持つて
手続きを

世帯の全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届け出は原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。届け出時、本人確認をしますので免許証、パスポートなどを持ってきてください。

転入したとき(転入届)

市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 前住所地の市区町村が発行した転出証明書・年金手帳(加入している人)

転出するとき(転出届)

成田市から市外へ移るときは、転出証明書を発行します。

必要なもの 国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

転出届は郵送による手続きも可能です。異動日、転出先、転出先での世帯主氏名、成田市での住所・世帯主氏名、転出する人全員の氏名、連絡先(昼間連絡がつくところ)を書いたもの、返信用封筒(切手の貼ってあるもの)と本人確認できる書類(免許証、健康保険証などのコピー)を市民課に郵送してください。転出証明書を送付します。

市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ったときは、14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき(世帯主変更届)

世帯主が変わったときは、14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証(加入している人)

窓口は4月下旬まで、特に4月第1週目、各月曜日は大変込み合います。余裕を持つての手続きをお願いします。また、毎月第2・4日曜日に窓口を開庁し、転出入の異動届や印鑑登録、各種証明書の発行、申請の受け付けなどを行っていますので、ぜひ利用してください。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

市税の納付

最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニ

固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税などの市税は、銀行・信用金庫・農協などの金融機関や、郵便局の窓口、コンビニエンスストアでも納められます。

納期を過ぎてしまったときや、関東地方以外の郵便局で納めるときは、納税課まで連絡してください。

い。
便利で確実な口座振替で

口座振替手続きをすれば、納付のたびに金融機関などへ出向く必要がなくなり、大変便利です。希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書と預金通帳・届け出印を持って金融機関や郵便局で手続きしてください。

次のことに注意してください。
○固定資産税・都市計画税は、納税通知書ごとに申し込みが必要です。

○軽自動車税は、同一名義の場合、全台数分が振替対象となります。納税通知書ごとの手続きは不要です。車検に必要な車種分については、振替確認後に車検用納税証明書を送付します。

○口座振替は翌年度以降も継続されます。変更、停止の希望があるときは金融機関・郵便局で手続きをしてください。

○口座振替分の領収証書は発行しません。通帳への記帳で確認してください。

○口座振替ができなかった場合は口座振替不能通知書兼納付書を送付しますが、納期限を過ぎ

ているため督促状が出るようになります。残高不足に注意してください。

※くわしくは市民税課(☎20・1513)または納税課(☎20・1519)へ。

市営住宅

名木住宅が
新たに加わります



4月から下総地区名木にある木造平屋建ての住宅を、新たに市営住宅に加えました。自然環境にも恵まれた場所で、2DKを中心とした戸建住宅の団地です。入居募集は6月に、ほかの市営住宅と一緒に行う予定です。

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

リサイクル

地域の活動を推進しています

市では、ごみの減量化と再資源化を図るため、再利用できる資源ごみを回収するリサイクル運動を推進しています。現在、子ども会や自治会など165団体が活動を行っています。

新たにリサイクル活動に取り組む団体の登録を、随時受け付けています。

対象Ⅱ区、自治会、子ども会、老人会、小中学校PTA、そのほか地域住民で構成された営利を目的としない団体

奨励金Ⅱ市内の一般家庭から集めた資源物1kg当たり10円をリサイクル団体に交付

資源物Ⅱ紙類、繊維類、瓶類、缶

類、金属類、ペットボトル(下総・大栄地区はペットボトルを除く)

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

事業所ごみの処理

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

一般家庭用の集積所に出すことはできませんので、分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

分別方法

「燃やせるごみ」「ビン・カン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋(推奨品)を使用してください。

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合
・「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36-1689)
・「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎36-1000)
「ビン・カン・プラスチック類」は直接搬入できませんので、許可業者に委託してください。

○許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

下総・大栄地区

分別方法

「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用してください。

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合

下総・大栄支所農産土木課で配布する搬入券が必要です。

・「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」：伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148)

「ペットボトル」は直接搬入できません。リサイクルを促進するため許可業者に委託してください。

○許可業者に処理を委託する場合
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

後期高齢者医療保険料と国保税

年金からの

特別徴収

昨年度に引き続き年金から後期高齢者医療保険料・国民健康保険税を直接引き落とす特別徴収の対

4月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
4月6日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時 翌午前5時
4月7日(火)	飯田町、飯仲地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

象となる場合、4月・6月・8月の年金からの特別徴収額(仮徴収額)は、平成21年2月分と同額です。10月・12月・2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。申し出により、口座振替での納付もできます(申し出時期により切替時期が異なります)。

※くわしくは保険年金課(後期高齢者医療制度☎20-1547、国民健康保険☎20-1526)へ。

野毛平西和泉線

全面
開通します

市道野毛平西和泉線(全長2、350m)が4月1日に全面開通します。これによって、主要地方道成田下総線から国道51号に至る幹線道路として利便性が図られます。

※くわしくは土木課(☎20-1550)へ。



荒海共生プラザ

4月1日から
オープン

荒海共生プラザが4月1日にオープンしました。A滑走路北側の飛行コース下にあり、館内にある騒音表示モニターで上空を飛ぶ

航空機の騒音や飛行高度を分かりやすく表示しています。また、トレーニングマシンを設置した健康

ルームがあり、年齢・性別を問わず幅広い人が利用できる施設です。

施設の概要

名称 成田市荒海共生プラザ
住所 荒海716

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 月曜日、休日の翌日、12月29日～1月5日

※くわしくは空港対策課(☎20-1521)へ。

水道料金の納付

支払いは
期限内に

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。水道料金が納期限内に納付されない場合、督促状や給水停止予告書を送付し、それでも納入されない場合は、給水を停止する場合がありますので注意してください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口でもできますが、便利で確実な口座振替をお勧めします。領収書または水道使用量のお知らせと口座届出印を用意して金融機関などの窓口で手続きしてく

ださい。

※くわしくは市水道部業務課(☎22-0269)へ。

産業廃棄物

市では
処理できません

事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」は、原則として市では処理できません。事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託(有料)するなど適正に処理してください。

産業廃棄物処理業者(県許可業者の紹介など)については、千葉県産業廃棄物協会(☎043-246-9581)へ問い合わせてください。

※くわしくは県北総県民センター地域環境保全課(☎043-483-1138)または県資源循環推進課事業推進室(☎043-223-2656)へ。

男女共同参画

「女性のための相談」を
開設

女性がさまざまな悩みを乗り越え、自らの生き方を選択し、心

身の健全化を図れるよう、4月から「女性のための相談」を開設します。女性相談員が応じますので、気軽に相談してください。企画政策課へ事前予約が必要です。

※くわしくは同課(☎20-1500)へ。

女性のための相談

相談内容	生き方、夫婦、家族、職場の人間関係、DV、セクハラ など
対象	市内在住の女性
相談方法	面接相談
相談日時	第2・4木曜日 午前10時から、午前11時から、午後1時から、午後2時から、午後3時から(1回50分)
相談員	女性相談員
予約先	企画政策課(事前予約制)
相談場所	市役所2階相談室

家電リサイクル法改正

対象機器を
追加しました

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が改正され、4月1日から対象機器に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機

が追加されました。

従来の対象機器(ブラウン管式テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)と同様、市では粗大ごみとして回収できませんので、次の通り処理してください。

○製品を販売した小売店に引き取りを依頼する

○製品を新しく買い替える場合、その小売店に引き取りを依頼する

○成田電機商協同組合(☎32-9223)に引き取りを依頼する

○郵便局で家電リサイクル券を購入し、メーカーの指定する引取場所に搬入する

※小売店などに引き取りを依頼した場合、リサイクル料金のほか収集運搬料などが掛かります。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

定額給付金と
子育て応援特別手当

定額給付金と子育て応援特別手当については、申請書を4月下旬に発送する予定です。詳細については「広報なりた」4月15日号でお知らせします。※くわしくは企画政策課定額給付金班(☎20-1780)へ。